❀ 令和9年度 ❀

土浦市放課後児童クラブのご案内



土浦市イメージキャラクター　つちまる

申請は、各児童クラブまたは保育課窓口までお願いします

≪受付時間　土日祝日・12/29～1/3 を除く≫

- 保育課放課後児童係　８：30～17：15
- 各児童クラブ　14：00～18：30

第１土曜日及び長期休業日等休校日の開所日は８：00～

令和９年度の入所申請期間（一次受付期間）

令和８年１１月１６日(月)～１２月２５日(金)

二次受付期間：令和８年１２月２８日(月)～令和９年２月１２日(金)
夏季受付期間：令和９年６月１日(火)～６月１１日(金)

お問い合わせ先（放課後児童クラブは学校ではなく市役所の事業です）

土浦市役所　こども未来部　保育課　放課後児童係
住所：〒300-0036　土浦市大和町９－２　ウララ２ビル８階
電話：029-826-1111（内線 5171、5172、5173）

市公式 HP

各児童クラブ連絡先

クラブ名	電話番号	クラブ名	電話番号
土浦小学校児童クラブ	822-3071	土浦第二小学校児童クラブ	827-1848
下高津小学校児童クラブ	827-1387	上大津東小学校児童クラブ	090-9375-4645
東小学校児童クラブ	841-5327	神立小学校児童クラブ	831-5976
大岩田小学校児童クラブ	821-0127	右籾小学校児童クラブ	842-2006
真鍋小学校児童クラブ	826-1262	都和南小学校児童クラブ	821-9030
都和小学校児童クラブ	831-1500	乙戸小学校児童クラブ	841-2720
荒川沖小学校児童クラブ	841-1705	菅谷小学校児童クラブ	831-0838
中村小学校児童クラブ	842-3116	新治学園義務教育学校児童クラブ	862-5033

はじめに

〇児童クラブの利用検討を行う際は、ご家庭でお子様とも十分に話し合ってください。

〇申請の際は、本案内にすべて目を通したうえで書類の準備をお願いいたします。**申請を行ったご家庭は、本案内の内容をすべて承諾したものとみなします。**

〇年々、児童クラブの利用児童数は増加しています。より多くの児童に利用していただくため、利用を必要とする理由（就労、就学など）がない日の利用は、ご遠慮ください。

〇児童クラブは、集団生活の場であり、個別に児童の保育をすることはできません。また、学習を行うよう見守りや声かけは行いますが、学校や塾と異なり学習指導は行いません。

〇**児童クラブは、学校の事業ではございません。**お問い合わせや欠席の連絡等は、学校ではなく、各児童クラブへ行ってください。

目次

1　放課後児童クラブとは

（1）対象児童（入所要件）
（2）児童クラブの開所日及び時間
（3）閉所日
（4）その他児童クラブを利用できない日
（5）利用にかかる費用
（6）育成料及び延長利用育成料の免除・減額
（7）休所・退所
（8）育成料及び延長利用育成料のお支払いについて
（9）入所許可の取り消し
（10）注意事項

2　申請方法

（1）申請書類配布場所
（2）申請先
（3）入所申請期間
（4）入所可否決定
（5）申請書類

3　その他

（1）よくある質問



1　放課後児童クラブとは

土浦市放課後児童クラブは、放課後や長期休業日等に、保護者が就労等で家庭にいない児童のための居場所です。入所児童は保護者が迎えに来るまで、支援員の見守りのもと、宿題や読書、遊びやおやつなどの時間をクラブ室等で過ごします。

（1）対象児童（入所要件）

原則として、小学校等に通う土浦市内居住の児童のうち、○**保護者が就労等により昼間家庭にいない児童**、または、**以下の項目（入所要件）のいずれかに該当する児童**です。

○保護者が病気等により療養中である。

○保護者が妊娠中または産後間もない。（産前 6 週から産後 8 週まで）

○保護者による介護を要する親族がいる。

○保護者が求職中または就学中である。

※それぞれの要件を証明する書類が必要になります。（詳しくは、２　申請方法(５)参照）

（2）児童クラブの開所日及び時間

開　所　日	開　所　時　間	延　長　利　用　時　間 ※
◇月曜日～金曜日	授業終了後～午後 6 時 30 分	午後 6 時 30 分～午後 7 時
◇第 1 土曜日	午前 8 時～午後 6 時 30 分	午後 6 時 30 分～午後 7 時
◇夏・冬・春休み等長期休業日		午前 7 時 30 分～午前 8 時 午後 6 時 30 分～午後 7 時
◇創立記念日、行事振替休業日及び県民の日		午後 6 時 30 分～午後 7 時

※延長利用を希望する方は別途申請が必要になります（有料）。なお、延長利用は、勤務時間や勤務地の状況等を審査して許可するものであり、申請の内容によっては利用できない場合があります。

・児童クラブを利用できるのは、各証明書類等で保護者が家庭で保育できないと証明できる日のみになります。仕事がお休み等のため、家庭で児童の保育ができる日の利用は、ご遠慮ください。

・送迎は、送迎者がクラブ室までお越しいただき必ず許可された時間内に行ってください。

（3）閉所日

○日曜日及び土曜日（第 1 土曜日を除く）　　○国民の祝日

○年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）

（4）その他児童クラブを利用できない日

○台風等の自然災害による学校休校日

※登校日でも、引渡し下校となったときは、安全を考慮してクラブは閉所する場合があります。

○インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等による学級・学校閉鎖日

※感染拡大を防ぐため、学級閉鎖された学級に所属する児童は、たとえ症状がみられなくても、クラブを利用することはできません。

○その他、市が閉所の必要を認める日

（５）利用にかかる費用（令和９年４月１日以降(予定)）

児童クラブの利用には、以下のとおり育成料等の料金がかかります。

項　　目	金　　額	備　　考
◇育成料	月額　5,000 円 （8 月は 8,000 円） ※日割りは行っておりません。	口座振替依頼書または Web 上で口座登録のお手続きをお願いします。 **納入期限及び口座振替日は毎月月末です。** 月末が休日の場合は翌営業日となります。 突発利用分の延長利用育成料は、利用した月の翌月の請求となります。
◇延長利用育成料 （申請者のみ）	事前申請月額　1,000 円 ※日割りは行っておりません。 突発利用日額　400 円(上限 1,600 円)	
◇児童傷害保険料	年額　800 円／年程度	入所月に関わらず一律同じ額になります。
◇その他	おやつ代（2,000 円／月程度） 保護者会費（500 円／月程度）	入所するクラブにより異なります。 詳細は、各クラブへお問い合わせください。

（６）育成料及び延長利用育成料の免除・減額

次の要件に該当するご家庭は、対象となる児童毎に**育成料減免申請書**を提出することで、育成料及び延長利用育成料の免除や減額が受けられます。

項　　目	要　　件	減　免　額
◇免除	**生活保護を受けている**	全額
	就学援助を受けている	全額
	同一世帯で児童が 3 人以上利用する	3 人目以降の分を全額
	事前に休所の届出をした場合において、当該届出に係る期間のうち、**月の初日から末日まで**の期間の全日数にわたって**休所**する	全額（当該月分に限る）
◇減額	**同一世帯で児童が 2 人利用する**	2 人目の分を半額

※育成料減免申請書について、就学援助を申請される方は、入所申請時に提出してください。就学援助に認定された場合でも、申請書の提出がない場合は減免されませんので、ご注意ください。

※兄弟による減免申請は、上の学年の児童名でご提出ください。

（７）休所・退所

児童クラブを休所・退所する場合は、以下の書類が必要になります。

項　　目	必要書類	備　　考
◇休所する場合	○休所届 ○育成料減免申請書	1 か月間以上クラブを休所する場合は、休所する月の前月の 25 日までに必要書類を提出してください。 （25 日がクラブの休所日にあたる場合は、次の開所日まで） 例）5 月を休所したい⇒提出期限：4 月 25 日
◇退所する場合	○退所届	クラブを退所する場合は、退所する月の 25 日までに必要書類を提出してください。 （25 日がクラブの休所日にあたる場合は、次の開所日まで） 例）5 月で退所したい⇒提出期限：5 月 25 日

※原則として、一度申請した休所期間の変更はできません。利用再開日が未確定の場合は、休所届ではなく、退所届を提出してください。(長期休みのみの利用を目的とした休所はお受けできません)

※休所・退所届の提出がない場合は、たとえクラブを利用していなくても、料金が発生します。

（８）育成料及び延長利用育成料のお支払いについて

児童クラブの育成料及び延長利用育成料は、原則口座振替での納付ををお願いしております。

口座振替取扱金融機関（いずれも本店及び全支店）

◎常陽銀行	◎筑波銀行	◎東日本銀行
◎茨城県信用組合	◎水戸信用金庫	◎水郷つくば農業協同組合
三菱 UFJ 銀行	中央労働金庫	三井住友銀行

※足利銀行、ゆうちょ銀行、りそな銀行、みずほ銀行は、対応していません。

※Web 上で登録が可能な金融機関は、◎の 6 機関です。（２　申請方法(５)５.参照）

※口座振替が出来ない場合は、保育課放課後児童係までご相談ください。

（９）入所許可の取り消し

次の場合は、入所許可を取り消し、退所していただくことがあります。

〇児童の送迎時間を守らないとき

〇正当な理由なく育成料を滞納したとき

〇児童クラブの入所要件に該当しないことが判明したとき

〇一定期間内に必要な書類の提出がされなかったときや虚偽の申告が判明したとき

〇他の児童や児童クラブの職員に対しての暴力行為が常態化しているとき

〇その他、保育課及び児童クラブ職員の注意・指示等を守れないときや、他の児童に精神的な苦痛や危害をおよぼすとき、また、集団での生活に困難があるとき

（１０）注意事項

〇児童の所在を確認し事故や事件を未然に防ぐため、**児童クラブを欠席するときや、代理の方がお迎えに来るときは、必ず児童クラブへ連絡してください。**なお、事前に届出頂いた方以外が緊急でお迎えに来る際は、身分証明書等を提示していただく場合があります。

〇児童が事故にあったり病気にかかったりしたときは、保護者へ連絡し、お迎えをお願いすることがあります。速やかな対応をお願いいたします。

〇正当な理由なく育成料に滞納がある場合は、完納されるまでは、本人及び兄弟姉妹の入所はできません。

〇食事、排泄、着脱衣を独力で行えない等、クラブでの生活に著しい困難がある場合は、クラブ管理上対応が難しいため、入所をお断りする場合があります。



２　申請方法

土浦市放課後児童クラブで定める様式の申請書類に、必要事項をご記入の上、ご申請ください。

（１）申請書類配布場所

〇各児童クラブ…11 月 10 日(火) ～　　〇保育課窓口……11 月 2 日(月) ～
〇市公式ホームページ（口座振替依頼書除く）

市公式 HP

※ページ下部より、申請書類をダウンロードできます。

（２）申請先

各児童クラブまたは**保育課**（口座振替は**金融機関に提出または Web 上から登録**してください）

（３）入所申請期間

令和９年度中に入所希望の方は、下記期間内にご申請ください。
各児童クラブは児童クラブの開所時間内、市役所保育課は 8:30～17:15 にご提出ください。
入所調整にあたっては**一次受付期間の申請者を優先的に審査にかけます。**各期間内においての申請は**先着順ではございませんが、定員超過により入所をお待ちいただく場合があります。**

一次受付期間：令和８年１１月１６日（月）～１２月２５日（金）

二次受付期間：令和８年１２月２８日（月）～令和９年２月１２日（金）

※二次受付期間後の申請は、随時入所調整を行い許可可能な期間からの入所となります。
※夏季休業期間のみご利用の方の受付期間は令和９年６月１日(火)～６月１１日(金)です。
※各月の第１土曜日は、児童クラブで受付可能です。

（４）入所可否決定

提出書類を審査の上、入所が適当と認められたときは、『土浦市放課後児童クラブ入所許可通知書』により申請者に通知します。なお、入所可否決定は、一次受付期間申請者に対しては 2 月中旬頃、二次受付期間申請者に対しては 3 月上旬頃を予定しておりますが、定員超過が見込まれる際には調整の後、決定となります。

※**入所決定後、一斉メール配信サービス「マチコミ」への登録をお願いします。マチコミの登録案内は各児童クラブにございます。**
※低学年の児童や特別な事情のある家庭の児童を優先して入所決定させていただきます。
※指定学校以外(学区外)に通う児童であっても優先的に入所が許可されるわけではありません。

（５）申請書類　　写しを含め、全ての書類はＡ４サイズで準備してください

１．入所申請書（児童１人につき１部）

※保護者の連絡先・住所・電話番号など、入所申請書の記載内容に変更が生じたときは、必ず**「記載事項変更届」**を提出してください。

２．生活調査票（児童１人につき１部）

※お子様の情報を、事前に児童クラブ職員が理解するために必要な書類です。必ずすべての項目にご記入ください。学年は、入所を希望する期間開始日での学年を記入してください。

３．入所要件証明書類（1 世帯につき 1 枚ずつ）

※65 歳未満の祖父母等、同居人の方の分も提出してください。（兄・姉の分は提出不要）
※入所許可期間は、各証明書類で証明された入所要件に該当する期間のみとなります。

◇保護者が就労中または自営業従事中の場合

〇就労証明書（発行から 3 か月以内のもの）

※就労証明を行うのは、事業主（勤務先担当者）です。保護者記入欄以外に事業主（勤務先担当者）以外の者による記入が確認された場合は、入所の不許可、または入所許可の取り消しとなります。

※勤務先へ就労状況等の確認をする場合があります。あらかじめご了承ください。

※勤務先や勤務時間等の変更があったときは、改めて提出してください。

※令和８年度中に新年度の申請をする方で、新年度の就労が確認できる証明が申請の際に提出できない場合は、一旦現状の就労証明書をご提出いただいたあと、新年度に入ってから１か月以内に、利用期間に該当する就労証明書をご提出ください。就労が確認できない場合は５月以降の利用はできなくなります。

◇保護者が病気等により療養中の場合、または、保護者による介護を要する親族がいる場合

〇診断書または**障害者手帳や療育手帳等保育課が認めるもの**（写し可）

〇入所要件申立書

※保育課様式以外の診断書は、該当者氏名および医師による病名・療養期間の記載があり、児童の保育ができないと確認できるものに限ります。

◇保護者が妊娠中または産後間もない場合

〇母子健康手帳の表紙（写し）または**妊産婦医療福祉費受給者証**（写し）

〇入所要件申立書

※利用期間は、産前 6 週から産後 8 週までとなります。

◇保護者が求職中の場合

〇入所要件申立書

※求職を理由とした場合の入所申請は年度内一回までとし、利用期間は原則として、許可が可能となった日から 3 か月となります。

※毎日の利用をお認めするものではありません。採用試験や面接、研修等、求職のために保護者が家庭で保育できない時間のみ利用可能です。

◇保護者が就学している場合（職業訓練校等含む）

〇学生証、在籍証明書等氏名が記載されており在学が確認できるもの（写し可）

〇授業のカリキュラム等就学日程が分かる書類（写し可）

〇入所要件申立書

※就学のため、保護者が家庭で保育できない時間のみ利用可能です。

４．送迎台帳（1 世帯につき 1 部）

保護者を含め、代理で送迎する可能性のある方もご記入ください。

５．口座振替依頼書（1 世帯につき 1 部）⇒金融機関に提出してください。

※前年度にクラブを利用し、既に口座を登録済みの場合は、新たに手続きする必要はありませんので、その旨を申請時にお伝えください。

※口座登録のお手続きは、市公式ホームページから Web 上でも可能です。

市公式 HP（Web 口振）

６．その他（育成料減免申請書・延長利用承認申請書　等（児童１人につき１枚））

希望する場合は別途申請が必要です。職員に申し出いただき、必要書類を準備してください。

3　その他

(1) よくある質問

Ｑ１．入所申請期間に申請を忘れてしまいましたが、今からでも間に合いますか？

Ａ１．申請自体は随時受け付けておりますが、入所調整を行い許可可能な期間からの入所となりますのでご了承ください。必要書類は、**入所希望日の２週間前まで**に提出してください。

※4 月 1 日からの入所については、一次受付期間、次に二次受付期間の期間内に申請いただいた方を優先的に審査、調整を行います。

Ｑ２．夏・冬・春休み等長期休業時のみ利用することはできますか？

Ａ２．可能です。通年で入所している児童の一部が休所するため空が生じますが、希望児童数によっては、通学している学校の児童クラブではお預かりできない場合もあります。なお、育成料は月額となっており、日割りは行っておりませんのでご注意ください。

春季休業日(年度始)のみ利用を希望する方は一次受付期間内に、**夏季休業日のみ利用を希望する方**は夏季受付期間**令和 9 年 6 月 1 日～12 日**にご申請ください。なお、冬季・春季(年度末)休業日については特別の受付期間は設けませんので、原則どおり、利用希望日の２週間前までにご申請ください。

Ｑ３．通年希望(～3/31)で申請しましたが、４月のみしか入所許可がされないのはなぜですか？

Ａ３．児童クラブの入所許可は、入所要件に該当する場合にのみ行います。従いまして、就労期間等が入所希望期間を満たしていない場合の許可期間は暫定のものとさせていただいております。暫定許可期間内に入所希望期間を満たす入所要件証明書類をご提出いただければ、許可期間は希望期間どおりになります。

Ｑ４．就労期間が年度途中で終了する場合でも、翌年 3 月 31 日まで入所できますか？

Ａ４．入所期間は就労満了日までとなります。契約更新をする場合は、更新後の就労期間が記載された就労証明書を当初就労満了日から１か月以内に提出してください。

Ｑ５．仕事を辞めた時は、児童クラブを退所しなければなりませんか？

Ａ５．ほかに児童クラブに入所できる要件に該当しない場合は、速やかに退所していただきます。

Ｑ６．就学援助を申請しましたが、年度当初から育成料は免除となりますか？

Ａ６．年度当初から免除とはなりません。就学援助の認定は、例年夏頃（７～８月）になりますので、認定されるまでは育成料を納入していただき、就学援助の認定後に「認定がされた月」以降の育成料を遡って還付もしくは免除いたします。非認定となった場合は、免除とならず、納入義務が継続します。土浦市放課後児童クラブ育成料減免申請書は、提出が遅れますと減免できない月が発生する場合がありますので、入所申請時に他の書類と一緒にご提出ください。なお、就学援助の認定については、教育委員会の学務課が担当しています。

Ｑ７．学校が災害等により臨時休校となった場合、児童クラブは開所しますか？

Ａ７．学校が臨時休校となる場合は、安全を考慮し、原則として学校にあわせて閉所となります。